

令和6年厚木市農業委員会9月定例総会議事録

日 時 令和6年9月25日 水曜日 午後1時30分から午後2時00分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

11番 中 丸 豊

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主任

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告10件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告11件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告2件)
- 4 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて (報告1件)
- 5 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)
- 6 議案第40号 農用地利用集積計画の決定について (8件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和6年厚木市農業委員会9月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、3番の内海則行委員、4番の井上慎一委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、8月14日から9月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、2件、2筆、面積は467平方メートルでございます。

法第5条につきましては、8件、17筆、面積は6,188.01平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、10件、19筆、面積は6,655.01平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、8月14日から9月10日までに受付した

ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は10人、農地の所有権を取得された相続人は11人、筆数は延べ104筆、面積は延べ54,354.72平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明について」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は2件です。

1番でございます。

証明願の提出者は、戸田にお住まいのAさん、対象地は戸田字下沖2筆、登記地目はともに畑、合計面積は886平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和61年頃に隣接地で住宅の増改築を行ったことに伴い、その建築敷地の一部として利用を開始し、現在に至っているもので、平成26年度航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、内海則行委員及び清田徳治委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、三田南三丁目にお住まいのBさん、対象地は三田南三丁目2筆、登記地目はともに畑、合計面積は165平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成12年頃、隣接地に住宅を建築し、住宅敷地の一部として利用が開始され現在に至っているもので、平成26年度航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び鈴木好弘委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました、「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件です。

対象地は下依知字明神1筆、登記地目は畑、面積は1,625平方メートルです。

本件、令和6年8月7日付けで申請がありましたが、申請者が令和4年10月21日に海老名市内で転用許可を受けていながら、計画どおり転用を完了していないことが申請後に判明し、農地転用許可の一般基準を満たさなくなることから、申請者から令和6年8月24日付けで許可申請取下書が提出されたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<井上慎一委員>

過去の農地転用が完了していないことにより取下げされましたが、その事業完了後の計画は伺っていますか。

<農地管理係主任>

特に伺っていませんが、申請がありましたら、法律を遵守し審査いたします。

<議長>

ほかに質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

本日の案件は2件ございますが、初めに1番について、事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請」の1番について、御説明申し上げます。

対象となる農地の所在は、棚沢字川原付3筆、登記地目は全て田、合計面積は1,832平方メートルです。

受人は、東京都町田市木曽東1丁目の株式会社C、代表取締役Dさん、渡人は愛川町中津にお住まいのEさん外1人です。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は東京都町田市に事業本所、厚木市下川入に厚木営業所を構え、工事関係車両のリースを主な事業として営む法人で、現在、営業所の近隣に車両置場がありますが、新たなニーズに応えるべく事業の拡大に伴い、大型車両を新たに追加するため、現在の施設だけでは置場が不足していることから、厚木営業所管内の新たな駐車場を確保するため、当該地を申請されました。

しかしながら、農地転用許可申請の添付書類となる、土地改良区の意見書の提出が無かったため、農地法施行規則第57条の4第2項第3号の規定を満たしておりません。

説明は、以上でございます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請」の1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手なし]

<議長>

挙手なし。

よって、日程5、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請」の1番については、不許可相当として県に進達することに決しました。

次に日程5、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請」の2番について、事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請」の2番について御説明申し上げます。

対象となる農地の所在は、三田字林根2筆（以下「①」「②」という）の一部、登記地目はともに畑、合計面積は1,570平方メートルの内49.6平方メートルです。

受人は横浜市神奈川区西神奈川一丁目の株式会社F、代表取締役Gさん、①の渡人は三田にお住まいのHさん、②の渡人は茅ヶ崎市三住町にお住まいのIさんです。

本申請は、賃借権設定による県道42号整備事業に伴う神奈川県による埋蔵文化財発掘業務に係る仮設歩行者用通路及び仮設車両転回場設置のための一時転用許可申請です。

農地区分は、①は300メートル以内に睦合北地区市民センターが存する第3種農地、②は500メートル以内に睦合北地区市民センターが存する第2種農地です。

受人は、横浜市神奈川区に事業所を置く、神奈川県内における埋蔵文化財発掘調査を主な事業として営む法人で、現在、県道42号座間萩野の建設による埋蔵文化財発掘調査に伴い、①には現状の歩行者通路が使用できなくなることによる仮設歩行者用通路の設置、また、②には通行止めの実施時に誤進入車があった場合の仮設車両転回場の設置につき、申請されたものです。

申請地、①の仮設歩行者用通路は、仮設工作物の両端北側は県道区域、西側は市道、それ以外、工作物の側面は畑に接しております。

また、②の仮設車両転回場は、東側は市道、それ以外は畑に接しております。

①の仮設歩行者用通路は鋼製足場板を敷き、②の仮設車両転回場は東側に出入口を設け、鉄板敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、①の仮設歩行者用通路は、工作物の側面に鉄ピンとトラロープを設置し、通行者の畑への踏み入れの防止、また、②の仮設車両転回場は、東側を除いた全方位に雑矢板を設置し、転回車両の畑への踏み入れ及び表流水等の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

説明は、以上でございます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請」の2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請」の2番については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程6、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第39号、「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げ

ます。

お諮りする案件は8件、9筆、合計集積面積は、6,069平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が7件、8筆、5,494平方メートル、賃借権設定が1件、1筆、575平方メートルでございます。

現況地目別では、田が3筆、2,081平方メートル、畑が6筆、3,988平方メートルでございます。

利用目的別では、水稻が3件、普通畑が2件、果樹が3件となっております。

契約期間は、3年間で5件、9年間で3件。

新規設定が2件、更新設定が6件となっております。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第33号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第37号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年厚木市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。

令和6年9月25日

議長

議事録署名人

議事録署名人
